

PICK
UP

知らないと損する!? お金や税金ニュース

2022年9月 Vol.21

【社会保険の適用拡大】

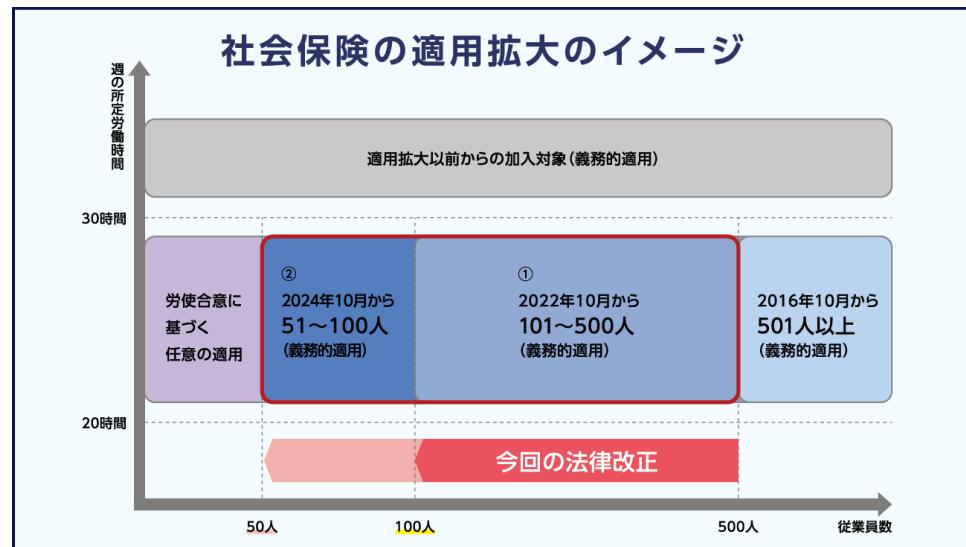
2022年10月から従業員数100人超の企業が対象に！

すでに従業員数500人超(501人以上)の企業には適用されている「社会保険の適用拡大」ですが、2022年10月からはその対象範囲が100人超(101人以上)の企業に拡大されます。

今回の改正に該当する場合、その企業で働くパートやアルバイトが新たに社会保険の加入対象者となる可能性もあるため、適用要件を必ず確認しましょう。

「社会保険の適用拡大」の対象企業は？

2016年10月から従業員数501人以上の企業に適用されている「社会保険の適用拡大」について、下図のとおり2022年10月からは101人以上の企業で働くパートやアルバイトに関しても対象範囲に含まれます。



出典：厚生労働省『社会保険適用拡大特設サイト』

さくらクラウド税理士事務所

愛知県名古屋市中区丸の内2-17-13 NK丸の内ビル705

MAIL:info@sakuracloud.biz TEL:052-766-5755

お問い合わせ

さらに2024年10月からは、従業員数51人以上の企業にまで対象範囲を拡大することがすでに決定しており、社会保険の加入対象者は今後さらに増加することとなります。

なお上記の従業員数については、「フルタイムの従業員数」と「週の労働時間が3/4以上の中の従業員数」を合算した人数となるためご注意ください。

新たな加入対象者は？

「社会保険の適用拡大」により、週の所定労働時間が正社員の3/4未満であっても、下図のすべてに該当するパートやアルバイトは社会保険の加入対象者となります。

新たな加入対象者

**新たな加入対象者は、
右の全てにチェックが入った
パート・アルバイトの方です。**

- check 週の所定労働時間が20時間以上
- check 月額賃金が8.8万円以上
- check 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- check 学生ではない

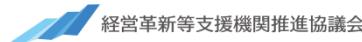
出典：厚生労働省『社会保険適用拡大特設サイト』

なお週の所定労働時間は契約上の労働時間を指すため、残業などの臨時的な労働時間は含みません。また月額賃金についても、時間外労働手当や休日、深夜手当、賞与などの臨時的な賃金は含まないためご注意ください。

2022年10月からは社会保険の適用範囲が拡大され、従業員数101人以上の企業で働くパートやアルバイトも対象となります。

加入対象者に該当する場合には加入手続きだけでなく、本人にも周知する必要があるため、計画的に準備を進めましょう。

記事作成：



さくらクラウド税理士事務所

愛知県名古屋市中区丸の内2-17-13 NK丸の内ビル705

MAIL:info@sakuracloud.biz TEL:052-766-5755

お問い合わせ